

かがわ園芸産地生産力強化対策事業 (さぬき讚フルーツ拡大支援事業～生産拡大事業) 〔園芸作物主体の担い手を支援〕

- 「さぬき讚フルーツ」の生産拡大に必要な機械施設などの条件整備に要する事業費の1/2以内を助成します。

対象者

「さぬき讚フルーツ」の認定を受けた認定農業者、農業協同組合の部会、農地所有適格法人、また、それらの部会員又は構成員である認定農業者、認定新規就農者、果樹産地構造改革計画の担い手、パートナー企業である農地所有適格法人、部会員で組織した営農集団及び農業協同組合等

対象となる整備内容

以下の取組みとし、1件あたりの整備費は原則50万円以上とする。

- ① 県育成品種等への改植等に要する苗木代
- ② 小規模土地基盤整備
- ③ 栽培管理用機械施設
- ④ 有機物供給・土づくり機械施設
- ⑤ 集出荷・調整・貯蔵機械施設
- ⑥ 特認機械施設

助成額

事業費の1/2以内（受益者1戸当たりの上限は750万円。市町補助が別に定める基準を満たす場合は、同じく1,500万円）

なお、「さぬき讚フルーツ」の対象品目、品種において、受益面積が概ね10a（施設栽培のシャインマスカットは5a）以上で、作付面積を10a（施設栽培のシャインマスカットは5a）以上拡大若しくは作付面積の割合を10%以上拡大又は出荷量を10%以上増加（※施設栽培など、目標年度までの達成が確実なものに限る。）する必要があります。

申請先

市町農業担当課

お問い合わせ先

- ・ 市町農業担当課
- ・ 各農業改良普及センター